

## 横浜市放課後キッズクラブ事業費補助金交付要綱

制 定 平成18年 3月 2日 福子放第10304号（市長決裁）

最近改正 平成23年 3月11日 こ放第 900号（局長決裁）

### （目的）

第1条 この要綱は、横浜市放課後キッズクラブ事業実施要綱（平成22年3月こ放第879号。以下「実施要綱」という。）に定める放課後キッズクラブ事業（以下「事業」という。）を実施する運営主体に対して交付する放課後キッズクラブ事業費補助金（以下「補助金」という。）について、必要な事項を定める。

2 補助金の交付については、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月横浜市規則第139号。以下「補助金規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### （用語の定義）

第2条 この要綱における用語の意義は、補助金規則及び実施要綱の例による。

### （補助事業者）

第3条 この要綱における補助事業者は、実施要綱第2条に定める放課後キッズクラブ運営主体（以下「補助事業者」という。）とする。

### （補助金及び補助対象経費）

第4条 補助金は、基本補助、加算補助・減算及び開設準備補助で構成するものとし、別表1に定める基準に基づき、横浜市の予算の範囲内で交付する。

2 補助金の補助対象となる経費は、人件費、事業費及び管理運営費とする。なお、職員の給与については、別表3に定めるものとする。

3 障害のある児童（以下「障害児」という。）とは、特別支援学校又は個別支援学級に在籍している児童のほか、次のいずれかの書類を提出し、区長が決定したものとする。

(1) 身体障害者手帳、療育手帳（愛の手帳）又は精神障害者手帳の写し

(2) 就学している小学校等から児童の状況が記載されている「特別な配慮を要する申立書（第1号様式）」

4 加算補助・減算は、規模加算補助、夜間閉所減算、土曜閉所減算、障害児受入加算補助及び保護者負担減免額相当補助から構成するものとする。

(1) 規模加算補助は、別表1に定める基準月の、昼間平日参加児童数（1日平均）の実績に応じて加算するものとする。

(2) 夜間閉所減算は、別表1に定める基準月の、夜間閉所日数（1か月平均）の実績に応じて減算するものとする。

(3) 土曜閉所減算は、別表1に定める基準月の、土曜閉所日数の実績に応じて減算するものとする。

(4) 障害児受入加算補助は、別表1に定める基準月における、第3項に定める障害児の昼間平

日参加児童数（1日平均）の実績に応じて加算するものとする。

- (5) 保護者負担減免額相当補助は、別表1に定める基準月の、実施要綱別表2に定める月登録参加料を負担している市民税所得割非課税世帯の児童数の実績に応じて加算するものとする。
  - (6) 年度の途中において新規に開設する放課後キッズクラブの加算補助は、別表1に定める基準月が開設期間に該当がない場合は、当該校はまっ子ふれあいスクールの実績に応じて積算するものとし、開設期間に応じた補助金額とする。
- 4 開設準備補助は、新規に開設する放課後キッズクラブの開設準備の経費として交付するものとする。

#### （補助金の算定）

第5条 補助金は、別表1に定める基準に基づき算定するものとする。

- 2 算定した補助金の総額に百円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。
- 3 新規に開設する放課後キッズクラブ、又は運営主体の変更に伴い常勤指導員が変更する放課後キッズクラブの補助金については、別表1に定める新任指導員研修参加人件費及び開設準備人件費を加えるものとする。
- 4 前3項の規定にかかわらず、区長が特に必要と認める場合は、こども青少年局長と協議の上、別表1に定める補助金を変更することができる。

#### （補助金の交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする補助事業者は、区長が定める期日までに、「横浜市放課後キッズクラブ事業費補助金交付申請書（第2号様式）」に次の書類を添付して、区長に提出しなければならない。ただし、添付書類のうち第3号様式から第6号様式については、その内容を満たす補助事業者の資料をもって代えることができるものとする。

- (1) 運営概況（第3号様式）
  - (2) 事業計画書（第4号様式）
  - (3) 収支予算書（第5号様式）
  - (4) 資金計画表（第6号様式）
  - (5) 常勤指導員・非常勤指導員名簿（第7号様式）
  - (6) その他区長が必要とする書類
- 2 補助金規則第5条第3項の規定により第2号様式への添付を省略させることができる書類は、補助事業者の資産及び負債に関する事項を記載した書類とする。

#### （補助金の算定及び交付決定通知）

第7条 区長は、前条第1項の申請を受理したときは、その内容を審査し、適正と認める場合は補助金の交付額を決定し、「横浜市放課後キッズクラブ事業費補助金交付決定通知書（第8号様式）」（以下「決定通知書」という。）により、補助事業者に通知するものとする。

(申請の取り下げ)

第8条 補助金規則第9条第1項の規定により定める補助金交付申請の取下げの期間は、補助事業者が決定通知書又は変更決定通知書の交付を受けた日の翌日から起算して10日以内の日とする。

(補助金の交付及び交付の時期等)

第9条 補助事業者の資金状況を勘案し、補助事業の完了前に補助金を交付しなければ、補助事業等を実施できない場合は、補助金規則第17条の規定により、補助事業の完了前に補助金の全部又は一部を交付することができる。

- 2 この補助金の交付は、補助事業者からの請求に基づいて交付するものとする。
- 3 補助金の交付の時期及び各期の交付額は、決定通知書において示すところによる。

(補助金の変更)

第10条 補助事業者は、前条に定める方法により補助金の交付を受けた場合には、区長が定める期日までに、「横浜市放課後キッズクラブ事業執行状況報告書(第9号様式)」に必要な応じて「障害児受入加算補助申立書(第10号様式)」又は「保護者負担減免額相当補助申立書(第11号様式)」を添付し、報告を行わなければならない。

- 2 前項の報告において、補助金に増額の変更が生じたときは、「横浜市放課後キッズクラブ事業費補助金交付変更申請書(第12号様式)」を区長に提出するものとする。
- 3 区長は、前項の申請を受理したときは、その内容を審査し、適正と認める場合は補助金の交付額を決定し、「横浜市放課後キッズクラブ事業費補助金交付変更決定通知書(第13号様式)」により、補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、事業終了後すみやかに「横浜市放課後キッズクラブ事業実績報告書(第14号様式)」に必要な書類を添付して、区長に提出し、補助金の精算を行わなければならない。

- 2 前項の精算において、補助金に余剰が生じた場合には、区長が定める方法により返還しなければならない。
- 3 補助事業者は、補助事業者の決算終了後、本事業に係る収支決算書を区長に提出しなければならない。

(補助金額の確定)

第12条 補助金規則第15条の規定による補助金額の確定の通知は、「横浜市放課後キッズクラブ事業費補助金交付額確定通知書(第15号様式)」により行うものとする。

(補助金の返還・決定の取消し)

第13条 区長は、次のいずれかの事情が生じたときは、補助金交付の決定の全部又は一部を取消することができる。

- (1) 実績報告書その他の書類を確認した結果、虚偽又は不正な手続きによって補助金の交付を

受けたものと認められるとき。

(2) 本要綱及び実施要綱等に違反したとき。

(3) 事業実施方法が不相当であると区長が認めたとき。

(4) 実施要綱に定める条件を欠くに至った場合、その他事業を補助する必要がなくなったと区長が認めたとき。

2 補助金の交付決定の取り消しは、「横浜市放課後キッズクラブ事業費補助金交付決定取消通知書（第16号様式）」により行うものとする。

3 区長は、運営主体に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、確定額を超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

#### （財産の処分の制限）

第14条 補助金規則第25条の規定により財産の処分の制限がかからなくなるために必要な期間は、補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械器具等については、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間」（平成20年厚生労働省告示第384号）に定めるとおりとする。

#### （書類の整備等）

第15条 補助事業者は、事業の適正な管理を図るため、児童の利用状況、職員の出勤状況及び事業に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿等を備え保管するとともに、これらについての証拠書類を整理し、各年度の事業終了後5年間保存しなければならない。

#### （調査又は報告）

第16条 区長は、補助金の適正な執行を確認するため等、必要があると認めるときは、補助事業者に対して、前条の書類を閲覧し、又は提出を求め、運営状況を調査し、又は報告を徴することができる。

#### （補則）

第17条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関して必要な事項については、別に子ども青少年局長が定める。

#### 附 則（平成18年3月2日福子放第10304号）

##### （施行期日）

1 この要綱は、平成18年3月2日から施行し、平成18年度の予算に係る補助金等から適用する。

##### （横浜市放課後キッズクラブ実施要綱の廃止）

2 横浜市放課後キッズクラブ事業実施要綱（平成16年7月1日）は、平成18年3月31日限り廃止する。

附 則（平成18年 6 月12日こ放第210号）  
この要綱は、平成18年 6 月12日から施行する。

附 則（平成18年 9 月30日こ放第377号）  
この要綱は、平成19年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成19年 3 月12日こ放第841号）  
この要綱は、平成19年 3 月12日から施行し、平成19年度の予算に係る補助金等から適用する。

附 則（平成19年 3 月30日こ放第981号）  
この要綱は、平成19年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成19年 5 月31日こ放第142号）  
この要綱は、平成19年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成19年 9 月 6 日こ放第433号）  
この要綱は、平成19年11月 1 日から施行する。

附 則（平成19年11月28日こ放第670号）  
この要綱は、平成20年 1 月 4 日から施行する。

附 則（平成20年 2 月28日こ放第884号）  
この要綱は、平成20年 2 月28日から施行し、平成20年度の予算に係る補助金等から適用する。

附 則（平成20年 8 月27日こ放第353号）  
この要綱は、平成20年 9 月 1 日から施行する。

附 則（平成21年 3 月19日こ放第839号）  
この要綱は、平成21年 4 月 1 日から施行し、平成21年度の予算に係る補助金等から適用する。

附 則（平成21年 8 月27日こ放第458号）  
この要綱は、平成21年 9 月 1 日から施行する。

附 則（平成22年 3 月17日こ放第880号）  
この要綱は、平成22年 4 月 1 日から施行し、平成22年度の予算に係る補助金等から適用する。

附 則（平成22年10月21日こ放第494号）  
この要綱は、平成22年10月21日から施行する。

附 則（平成23年 3 月11日こ放第900号）  
この要綱は、平成23年 4 月 1 日から施行し、平成23年度の予算に係る補助金等から適用する。

別表1 (第4条、第5条)

## 【放課後キッズクラブ事業費補助金算定基準】

項目		金額	基準月	基準	
基本補助	別表2(1)に該当 (1か所あたり)	9,073,000円/年			
	別表2(2)に該当 (1か所あたり)	8,343,000円/年			
	月額	660,000円/月			
	うち7、8月	871,500円/月			
加算補助・減算	規模加算補助 (1か所あたり)	大規模Ⅰ 1,425,000円/年	当該年度4月から6月	【規模加算基準】 [昼間平日参加児童数(1日平均)] 大規模Ⅰ：36人以上70人以下 大規模Ⅱ：71人以上90人以下 大規模Ⅲ：91人以上	
		大規模Ⅱ 2,565,000円/年			
		大規模Ⅲ 3,634,000円/年			
	夜間閉所減算 (1か所あたり)	閉所Ⅰ △ 141,600円/年		当該年度4月から6月	【夜間閉所減算基準】 [夜間閉所日数(1か月平均)] 閉所Ⅰ：6日以上10日以下 閉所Ⅱ：11日以上15日以下 閉所Ⅲ：16日以上
		閉所Ⅱ △ 261,600円/年			
		閉所Ⅲ △ 362,400円/年			
土曜閉所減算 (1か所あたり)	△ 22,700円/日		【土曜閉所減算基準】 土曜閉所日数		
障害児受入 加算補助 (1人あたり)	368,000円/年	当該年度4月から12月 ※1月から3月は、12月 実績を適用	※学校行事等で、学校から閉所の依頼 があった日を除く		
保護者負担減免額 相当補助 (1人あたり)	2,500円/月		要綱第4条第3項に該当する児童 実施要綱別表3に定める月極参加料を 負担している市民税所得割非課税世帯 の児童数		
開設準備補助	800,000円/か所		開設準備のために要する経費		
新任指導員研修 参加人件費			新任指導員研修の参加に要する人件費 ※研修に参加する年度に補助		
主任指導員	101,000円/人		<補助対象となる場合> ・新規開設キッズで、研修未受講の指導員 ・運営法人が変更になったキッズで、研修 未受講の指導員		
指導員①	86,000円/人				
指導員②	82,000円/人				
開設準備人件費			開設準備に要する人件費		
主任指導員	139,000円/人		<補助対象となる場合> ・新規開設キッズで、現はまっ子チーフ以 外 ・運営法人が変更になったキッズで、指導 員が継続しない場合		
指導員①	114,000円/人				
指導員②	78,000円/人				

- ※1 年度の途中で新規に開設する放課後キッズクラブの補助金額については、開設期間に応じた補助金額とする。
- ※2 「昼間」とは17時までの時間帯を指し、「夜間」とは17時以降の時間帯を指す。
- ※3 「閉所」とは、参加児童数が0人の日を指す。
- ※4 実績の小数点以下の端数は切り上げて計算するものとする。
- ※5 障害児受入加算補助の該当がある場合は、区長が定める期日までに、「障害児受入加算補助申立書(第13号様式)」に必要書類を添付して、区長に提出しなければならない。
- ※6 保護者負担減免相当補助の該当がある場合は、区長が定める期日までに、「保護者負担減免相当補助申立書(第14号様式)」に必要書類を添付して、区長に提出しなければならない。
- ※7 3月に開設する放課後キッズクラブについては、50,000円を基本補助額に加算するものとする。
- ※8 新任指導員研修参加人件費及び開設準備人件費の指導員①は別表2(1)、指導員②は別表2(2)に該当する放課後キッズクラブを指す。
- ※9 新たに開設する放課後キッズクラブの障害児受入加算補助及び保護者負担減免額相当補助については、既設の放課後キッズクラブの平均人数により積算するものとする。
- ※10 当該年度の1月以降に開設する放課後キッズクラブについては、確定払いとし、第10条による精算は行なわないものとする。

別表2 (別表1)

## (1) 平成21年度までに開設した放課後キッズクラブ

寺尾小学校放課後キッズクラブ	日吉南小学校放課後キッズクラブ
市場小学校放課後キッズクラブ	矢上小学校放課後キッズクラブ
大口台小学校放課後キッズクラブ	駒林小学校放課後キッズクラブ
中丸小学校放課後キッズクラブ	菊名小学校放課後キッズクラブ
浦島小学校放課後キッズクラブ	新吉田第二小学校放課後キッズクラブ
宮谷小学校放課後キッズクラブ	長津田小学校放課後キッズクラブ
戸部小学校放課後キッズクラブ	山下みどり台小学校放課後キッズクラブ
浅間台小学校放課後キッズクラブ	森の台小学校放課後キッズクラブ
本町小学校放課後キッズクラブ	中山小学校放課後キッズクラブ
本牧南小学校放課後キッズクラブ	すすき野小学校放課後キッズクラブ
立野小学校放課後キッズクラブ	つつじが丘小学校放課後キッズクラブ
太田小学校放課後キッズクラブ	黒須田小学校放課後キッズクラブ
大岡小学校放課後キッズクラブ	もえぎ野小学校放課後キッズクラブ
石川小学校放課後キッズクラブ	谷本小学校放課後キッズクラブ
日枝小学校放課後キッズクラブ	折本小学校放課後キッズクラブ
南太田小学校放課後キッズクラブ	荏田東第一小学校放課後キッズクラブ
港南台第三小学校放課後キッズクラブ	都田小学校放課後キッズクラブ
下野庭小学校放課後キッズクラブ	茅ヶ崎小学校放課後キッズクラブ
野庭すずかけ小学校放課後キッズクラブ	中川西小学校放課後キッズクラブ
桜岡小学校放課後キッズクラブ	秋葉小学校放課後キッズクラブ
藤塚小学校放課後キッズクラブ	名瀬小学校放課後キッズクラブ
権太坂小学校放課後キッズクラブ	矢部小学校放課後キッズクラブ
上菅田小学校放課後キッズクラブ	東戸塚小学校放課後キッズクラブ
帷子小学校放課後キッズクラブ	汲沢小学校放課後キッズクラブ
星川小学校放課後キッズクラブ	桜井小学校放課後キッズクラブ
笹野台小学校放課後キッズクラブ	小菅ヶ谷小学校放課後キッズクラブ
今宿小学校放課後キッズクラブ	庄戸小学校放課後キッズクラブ
中沢小学校放課後キッズクラブ	いずみ野小学校放課後キッズクラブ
岡村小学校放課後キッズクラブ	新橋小学校放課後キッズクラブ
山王台小学校放課後キッズクラブ	上飯田小学校放課後キッズクラブ
能見台小学校放課後キッズクラブ	西が岡小学校放課後キッズクラブ
並木第四小学校放課後キッズクラブ	南瀬谷小学校放課後キッズクラブ
瀬ヶ崎小学校放課後キッズクラブ	阿久和小学校放課後キッズクラブ
並木中央小学校放課後キッズクラブ	原小学校放課後キッズクラブ
並木第一小学校放課後キッズクラブ	

## (2) 平成22年度以降に開設した放課後キッズクラブ

幸ヶ谷小学校放課後キッズクラブ	坂本小学校放課後キッズクラブ
丸山台小学校放課後キッズクラブ	藤が丘小学校放課後キッズクラブ
富士見台小学校放課後キッズクラブ	

別表3 (第4条第2項)

## 【職員給与最低基準】

	給与 (年額)	
	別表2(1)の放課後キッズクラブ	別表2(2)の放課後キッズクラブ
常勤指導員 (2名分)	5,280,000円	4,800,000円
勤務時間	週60時間	週55時間
補助指導員	840円 (時給)	

※年度の途中で新規に開設する放課後キッズクラブについては、開設期間に応じた金額とする。

特別な配慮を要する児童の申立書

年 月 日

横浜市 区長

所在地

法人名

代表者職氏名

㊦

(クラブ名)

小学校

放課後キッズクラブ

横浜市放課後児童健全育成事業補助金交付要綱第4条第3項第2号に基づき、特別な配慮を要する児童であることを、児童状況書(第1号様式の2)を添えて申立てします。

クラブ名	
児童氏名	
学校名	
学年	
登録 年月日	

【保護者確認欄】

放課後キッズクラブの運営主体が、特別な配慮を要する児童の申立てを行うこと及び申立てにあたり児童の通っている学校長等に児童の状況について確認を行うことを了解します。

平成 年 月 日

保護者氏名(自署)

【学校等関係機関記載欄】

裏面の記載内容について児童の状況に相違なく、放課後キッズクラブに参加するにあたり、特別な配慮が必要と認めます。

平成 年 月 日

所属

記入者職氏名

# 児 童 状 況 書

## <児童の状況>

1 次の項目について、該当する番号に○をつけてください。

次の行動が、集団活動に支障が生じる程度にしばしば見られる。

- 1 状況や場面に応じた行動ができない。
- 2 静かに遊んだり余暇活動を行ったりすることができない。
- 3 質問が終わる前に出し抜けに答えてしまう。
- 4 順番を待つことが出来ない。(一番になりたがる、非常に勝敗にこだわる)
- 5 他人を妨害し、邪魔をする。(他人の会話やゲームなどに干渉する。)
- 6 特定の事、ものなどに強度のこだわりを持つ。
- 7 突然興奮することがあり、乱暴な言葉や振る舞いをする。
- 8 全体のルールを受け入れられず、友達との遊びに入れない。
- 9 その他 ( )

2 該当する項目について、どのような配慮が必要か記載してください。  
(具体的な状況及び配慮の内容を記載)

<具体的な状況の詳細>

<配慮の内容>

3 その他、放課後キッズクラブに参加するうえでの留意点があれば記載してください。

備 考		
記 載 者	職名	氏名

年 月 日

(申請先)  
横浜市 区長

(申請者)

所在地

法人名

代表者職氏名



(クラブ名)

小学校

放課後キッズクラブ

横浜市放課後キッズクラブ事業費補助金交付申請書

平成 年度 横浜市放課後キッズクラブ事業費補助金を受けたいので、下記のとおり申請します。

1 補助対象期間 年 月 日 ~ 年 月 日

2 申請額 円 (⑤欄の合計金額)

申請額内訳	①第1回支払額	②第2回支払額	③第3回支払額
基本補助額	円	円	円
規模加算補助額	円	円	円
障害児受入加算補助額	円	円	円
保護者負担減免額相当補助額	円	円	円
その他 ( )	円	円	円
小計	- 円	- 円	- 円

申請額内訳	④第4回支払額	⑤年額 (=①+②+③+④)
基本補助額	円	- 円
規模加算補助額	円	- 円
障害児受入加算補助額	円	- 円
保護者負担減免額相当補助額	円	- 円
その他 ( )	円	- 円
小計	- 円	- 円

# 運 営 概 況

放課後キッズクラブ名: \_\_\_\_\_ 小学校放課後キッズクラブ

平日終了時刻	時				分
土曜日・ 学校長期休業日 開始時刻	時				分
土曜日・ 学校長期休業日 終了時刻	時				分
参加料を除く 保護者負担金 (1か月分)	合計	おやつ代	材料費		
	円	円	円	円	円
参加料を除く 保護者負担金 の考え方	○おやつ代→  ○材料費→				
特記事項					

## 事業計画書

放課後キッズクラブ名: 小学校放課後キッズクラブ

月	実施内容(プログラム)
4	
5	
6	
7	
8	
9	
10	
11	
12	
1	
2	
3	
評議会開催予定月	開催予定月を記入 半期に1回以上開催してください (年 回)
保護者会開催予定月	開催予定月を記入 半期に1回以上開催してください (年 回)

## 平成 年度 収支予算書

放課後キッズクラブ名: 小学校放課後キッズクラブ

(収入)

項目	金額(円)	説明
(1) 横浜市補助金		
(2) 保護者負担金	0	
参加料		
おやつ代		
材料費		
(3) その他収入		
総収入額 (1)+(2)+(3)	0	

(支出)

項目	金額(円)	説明
(1) 人件費	0	
常勤指導員給与		
補助指導員給与		
その他		
(2) 事業費		
(3) 管理運営費		
(4) 児童処遇費	0	
おやつ代		
材料費		
(5) その他		
総支出額 (1)+(2)+(3)+(4)+(5)	0	

平成   年度 資金計画表

放課後キッズクラブ名:   小学校放課後キッズクラブ

(単位:       )

項 目		4月	5月	6月	7月	8月	9月
支 出	人 件 費	常勤指導員給与					
		補助指導員給与					
		その他人件費					
	事業費						
	管理運営費						
	児童処遇費						
	その他						
	支出合計(ア)		0	0	0	0	0
収 入	横浜市補助金						
	保護者負担金等						
	その他						
	収入合計(イ)		0	0	0	0	0
差引残高(イ-ア+前月残高)		0	0	0	0	0	0

項 目		10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間計
支 出	人 件 費	常勤指導員給与						0
		補助指導員給与						0
		その他人件費						0
	事業費							0
	管理運営費							0
	児童処遇費							0
	その他							0
	支出合計(ア)		0	0	0	0	0	0
収 入	横浜市補助金							0
	保護者負担金等							0
	その他							0
	収入合計(イ)		0	0	0	0	0	0
差引残高(イ-ア+前月残高)		0	0	0	0	0	0	0

常勤指導員・非常勤指導員名簿

放課後キッズクラブ名:

小学校放課後キッズクラブ

(常勤) <主任指導員>

ふりがな		年齢	性別	採用年月	
氏名				S ・ H 年 月	
住所	平均給与年額		週あたり平均勤務時間		

(常勤)

<指導員>

ふりがな		年齢	性別	採用年月	
氏名				S ・ H 年 月	
住所	平均給与年額		週あたり平均勤務時間		

(非常勤) <補助指導員>

1	ふりがな		年齢	性別	採用年月	
	氏名				S ・ H 年 月	
	住所	時給				
2	ふりがな		年齢	性別	採用年月	
	氏名				S ・ H 年 月	
	住所	時給				
3	ふりがな		年齢	性別	採用年月	
	氏名				S ・ H 年 月	
	住所	時給				
4	ふりがな		年齢	性別	採用年月	
	氏名				S ・ H 年 月	
	住所	時給				

5	ふりがな		年齢	性別	採用年月		
	氏名				S ・ H	年	
住所							時給
6	ふりがな		年齢	性別	採用年月		
	氏名				S ・ H	年	
住所							
7	ふりがな		年齢	性別	採用年月		
	氏名				S ・ H	年	
住所							時給
8	ふりがな		年齢	性別	採用年月		
	氏名				S ・ H	年	
住所							時給
9	ふりがな		年齢	性別	採用年月		
	氏名				S ・ H	年	
住所							時給
10	ふりがな		年齢	性別	採用年月		
	氏名				S ・ H	年	
住所							時給
11	ふりがな		年齢	性別	採用年月		
	氏名				S ・ H	年	
住所							時給



年 月 日

（報告先）  
横浜市 区長

（報告者）  
所在地  
法人名  
代表者職氏名  
（クラブ名）  
小学校放課後キッズクラブ

横浜市放課後キッズクラブ事業費補助金執行状況報告書

平成 年度放課後キッズクラブ事業費補助金について、以下のとおり執行状況を報告します。

1 昼間平日平均参加児童数 (単位：人)

	4月	5月	6月	平均
参加児童数				

算定規模 = クラブ

(注) 35人以下→標準、36人～70人→大規模Ⅰ、71～90人→大規模Ⅱ、91人以上→大規模Ⅲ

2 夜間閉所日数 (単位：日)

	4月	5月	6月	平均
閉所日数				

算定規模 = クラブ

(注) 5日以下→標準、6～10日→閉所Ⅰ、11～15日→閉所Ⅱ、16日以上→閉所Ⅲ

3 土曜閉所日数 (単位：日)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
閉所日数										-	-	-	-

(注) 1月から3月は12月実績

4 障害児昼間平日平均参加児童数 (単位：人)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均
参加児童数										-	-	-	-

(注) 1月から3月は12月実績

5 保護者負担減免額相当補助対象児童数 (単位：人)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
対象児童数										-	-	-	-

(注) 1月から3月は12月実績

6 執行状況

	①当初決定金額	実績数値	②実績金額	③差引残額(①-②)
基本補助額	円		- 円	- 円
規模加算補助額	円	人	円	- 円
夜間閉所減算補助額			円	- 円
土曜日閉所減算補助額		- 日	- 円	- 円
障害児受入加算補助額	円	- 人	- 円	- 円
保護者負担減免額相当補助額	円	- 人	- 円	- 円
その他 ( )	円		円	- 円
小 計	- 円		- 円	- 円

※要綱第5条第2項より、実績金額総額の百円未満の端数金額は切り捨てる。

7 添付書類 (該当がある場合のみ)

- (1) 障害児受入加算補助申立書 (第10号様式)
- (2) 保護者負担減免額相当補助申立書 (第11号様式)

年 月 日

(申立先)  
横浜市

区長

(申立者)

所在地

法人名

代表者職氏名



(クラブ名)

小学校  
放課後キッズクラブ

障害児受入加算補助申立書

障害児受入加算補助の対象となる児童の参加があることを、下記のとおり申し立てます。

1 障害児受入加算補助対象児童数

計 \_\_\_\_\_ 人

内訳

(1) 個別支援学級、特別支援学校等在籍児童 \_\_\_\_\_ 人

(2) 上記以外の児童 \_\_\_\_\_ 人

- ・身体障害者手帳、療育手帳（愛の手帳）または、精神障害者手帳の写し
- ・特別な配慮を要する申立書（第1号様式）  
別添のとおり  
※該当する児童については必ず添付すること

【対象児童】

No.	学校名	学年	児童氏名	区 分	
				上記(1)	上記(2)
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
合 計				-	-

※該当する区分に○をつけてください。

(申立先)  
横浜市

区長

(申立者)

所在地

法人名

代表者職氏名

(クラブ名)

小学校

放課後キッズクラブ

印

保護者負担減免額相当補助申立書

保護者負担減免額相当補助の対象となる児童の参加があることを、下記のとおり申し立てます。当該補助を受けるにあたり、該当者に対して保護者負担金を月額2,500円減額いたします。

1 保護者負担減免額相当補助対象児童数

\_\_\_\_\_人

2 市民税所得割が非課税であることを証明する文書又は生活保護受給世帯であることを証明する文書

別添のとおり

※該当する児童については必ず添付すること

【対象児童】

No.	学校名	学年	児童氏名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
1												
2												
3												
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												
合 計				-	-	-	-	-	-	-	-	-
添付書類（市民税・県民税課税（非課税）証明書）				前年度		当該年度						
添付書類（生活保護受給証明書）												

※保護者負担減免を行った月に○をつけてください。

※ 該当する年度の「市民税・県民税課税（非課税）証明書」又は「生活保護受給証明書」を提出してください。

年 月 日

（申請先）  
横浜市

区長

（申請者）

所在地

法人名

代表者職氏名

（クラブ名）

小学校

放課後キッズクラブ



横浜市放課後キッズクラブ事業費補助金交付変更申請書

平成 年 月 日に交付決定を受けた横浜市放課後キッズクラブ事業費補助金について、平成 年 月 日付執行状況報告書に基づき、交付金額の変更について申請します。

1 補助対象期間 \_\_\_\_\_ 年 月 日 ~ \_\_\_\_\_ 年 月 日

2 補助金交付変更額

(1) 交付変更申請額 \_\_\_\_\_ 円

(2) 当初交付決定額 \_\_\_\_\_ 円

(3) 差引（追加交付金額） \_\_\_\_\_ - 円

第 号  
年 月 日

(名称)

(代表者名)

様

横浜市

区長

横浜市放課後キッズクラブ事業費補助金交付変更決定通知書

平成 年度放課後キッズクラブ事業費補助金について、次のとおり変更して交付します。

- 1 交付変更決定額 \_\_\_\_\_ 円
- (1) 交付済額 \_\_\_\_\_ 円
- (2) 追加交付金額及び追加交付時期  
\_\_\_\_\_ - 円 ( 月交付)

2 交付対象クラブ \_\_\_\_\_

3 補助対象期間 \_\_\_\_\_ 年 月 日 ~ \_\_\_\_\_ 年 月 日

4 交付条件

- (1) 放課後キッズクラブ事業実施のために使用し、他の用途に流用しないこと。
- (2) 補助金支払いの請求にあたっては、本通知書の写しを添付すること。
- (3) 補助事業終了後から30日以内に、横浜市放課後キッズクラブ事業実績報告書（第14号様式）を提出すること。

5 留意事項

- (1) 交付金額確定後、実績金額との差引を精算します。
- (2) 補助金事業に係る収支を明らかにした帳簿を備え、当該収支及び支出についての帳票類は事業年度終了後5か年保管してください。
- (3) 余剰金が生じたとき及び虚偽又は不正な手続によって補助金の交付を受けたときは、交付決定した補助金の全部又は一部を取り消し、返還を求める場合があります。
- (4) 必要があると認めるときは、経理等の状況について調査をすることがあります。

(報告先)

年 月 日

横浜市

区長

(報告者)

所在地

法人名

代表者職氏名

(クラブ名)

印

小学校放課後キッズクラブ

平成 年度 横浜市放課後キッズクラブ事業実績報告書

平成 年度横浜市放課後キッズクラブ事業の実績について、次のとおり報告します。

◆ 平均児童数・登録率

	合 計	内 訳 (1か月平均)					
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
登録児童数	【 - 】 ①	【 - 】	【 - 】	【 - 】	【 - 】	【 - 】	【 - 】
うち 留守家庭児童数	【 - 】	【 - 】	【 - 】	【 - 】	【 - 】	【 - 】	【 - 】
17時以降 月登録児童数	【 - 】 ②	【 - 】	【 - 】	【 - 】	【 - 】	【 - 】	【 - 】
在籍児童数	【 - 】 ③	【 - 】	【 - 】	【 - 】	【 - 】	【 - 】	【 - 】
登録率 ①/③	【 - 】	※ 児童数の【 - 】内は、障害児童数を“内数”で記入 ※ 17時以降月登録児童数は、参加料月額5,000円を支払っている児童数を記す					

◆ 平日平均児童参加状況

○全児童

延べ 実施日数 (A)	-	延べ 参加児童数 (B)	【 - 】	1日平均 参加児童数 (C=B/A)	【 - 】	1日平均 参加率 (C/①)	【 - 】
-------------------	---	--------------------	-------	--------------------------	-------	----------------------	-------

○17時以降

延べ 実施日数 (D)	-	延べ 参加児童数 (E)	【 - 】	1日平均 参加児童数 (F=E/D)	【 - 】	延べ一時 参加児童数	【 - 】
延べ月登録 参加児童数 (G)	【 - 】	1日平均 月登録 参加児童数 (H=G/D)	【 - 】	1日平均 月登録参加率 (G/②)	【 - 】		

※ 1日平均参加児童数は、小数点以下第1位（端数四捨五入）まで記入

◆ 土曜日平均児童参加状況

○全児童

延べ 実施日数 (a)	-	延べ 参加児童数 (b)	【 - 】	1日平均 参加児童数 (c=b/a)	【 - 】	1日平均 参加率 (c/①)	【 - 】
-------------------	---	--------------------	-------	--------------------------	-------	----------------------	-------

○17時以降

延べ 実施日数 (d)	-	延べ 参加児童数 (e)	【 - 】	1日平均 参加児童数 (f=e/d)	【 - 】	延べ一時 参加児童数	【 - 】
延べ月登録 参加児童数 (g)	【 - 】	1日平均 月登録 参加児童数 (h=g/d)	【 - 】	1日平均 月登録参加率 (g/②)	【 - 】		

※ 1日平均参加児童数は、小数点以下第1位（端数四捨五入）まで記入

◆ その他

○当該校以外登録児童数（1か月平均）

	国立・私立小	特別支援学校
登録児童数	-	-
うち留守家庭児童数	-	-
17時以降月登録児童数	-	-

※ 当該校以外登録児童数は、参考数値のため、末日現在登録児童数及び在籍児童数には含めない

○延べ閉所日数

平日夜間	土曜昼間	土曜夜間
-	-	-

(参考) 参加児童が0であったが、事情により開所した日数

平日夜間	土曜昼間	土曜夜間
-	-	-

※ 昼間とは17時までの時間をさし、夜間とは17時以降の時間をさす

○延べ保護者負担減免額相当補助対象児童数

-
---

## ◆ 収支報告

(うち補助金額)

- 1 総収入額 \_\_\_\_\_ 円 ( \_\_\_\_\_ 円)
- 2 総支出額 \_\_\_\_\_ 円 ( \_\_\_\_\_ 円)
- 3 差引残額 \_\_\_\_\_ 円 ( \_\_\_\_\_ 円)

### 1 総収入額内訳

(単位：円)

項目	金額	説明
横浜市補助金		第1回 (平成 年 月 日) ￥ -
		第2回 (平成 年 月 日) ￥ -
		第3回 (平成 年 月 日) ￥ -
		第4回 (平成 年 月 日) ￥ -
		その他 (平成 年 月 日) ￥ -
保護者負担金	-	
参加料		
おやつ代		
材料費		
その他収入		
合計	-	

## 2 総支出額内訳

(単位：円)

項目	横浜市補助金	保護者負担金	その他収入	合計	説明
人件費	-	-	-	-	
常勤指導員				-	
補助指導員				-	
その他				-	
事業費				-	
管理運営費				-	
児童処遇費	-	-	-	-	
おやつ代				-	
材料費				-	
開設準備費				-	
その他				-	
合計	-	-	-	-	



第 号  
年 月 日

(名称)

(代表者名)

様

横浜市

区長

横浜市放課後キッズクラブ事業費補助金交付額確定通知書

平成 年 月 日付で交付決定した平成 年度横浜市放課後キッズクラブ事業費補助金について、平成 年 月 日付実績報告書等に基づき、次のとおり確定したので通知します。

1 交付対象クラブ

\_\_\_\_\_

2 交付額

円

\_\_\_\_\_

第 号  
年 月 日

(名称)

(代表者名)

様

横浜市

区長

横浜市放課後キッズクラブ事業費補助金交付決定取消通知書

平成 年 月 日に交付決定を受けた横浜市放課後キッズクラブ事業費補助金について、次のとおり取消しましたので通知します。

1 交付対象クラブ

---

2 取消理由

---